

# 薩摩国正税帳にみる甘葛煎の貢納について

竹森友子

はじめに

常設展示室一階の先史古代のコーナーには、薩摩国正税帳のレプリカが展示されている。正税帳とは、諸国の一年間の収支決算報告書であるが、漢字の羅列で取り付きにくい史料であるため、文書内容の理解を深めることを目的とし、平成三十一（二〇一九）年四月に奈良女子大学から提供を受けて再現された甘葛煎<sup>あまづらせん</sup>やその材料であるツタを展示した。

古代の甘葛煎については、『甘葛煎再現プロジェクト』<sup>(1)</sup>よみがえる古代の甘味料<sup>(1)</sup>』において、再現実験の結果だけでなく歴史史料にみる甘葛煎の検討や、再現された甘葛煎の成分分析など多角的な研究がなされている。しかし、薩摩国からの貢納にしばった検討ではないため、それについては紹介の域をでない。

そこで本稿では、貢納がおこなわれた八世紀前半の薩摩国の状況を検討し、どのような集団がどのような方法で甘葛煎を貢納したのかを明らかにしたい。

## 一 甘葛煎について

### (一) 甘葛煎とは

甘葛煎とは、ブドウ科のツタの冬季の樹液を煮詰めた古代の甘味料である<sup>(2)</sup>。康保四（九六七）年に施行された『延喜式』<sup>えんぎしき</sup>によると、甘葛煎は「諸国貢進菓子<sup>くわんしん</sup>」

（卷三三大膳職下）・「諸国例貢御贄<sup>みこえ</sup>」（卷三二宮内省）・「年料別貢雑物<sup>どらうぶつ</sup>」（卷二 三民部省下）「諸国進年料雑菓」（卷三七典藥寮）・「齋宮納調庸雑物」（卷五齋宮）として東北地方から九州地方に至るまでの各地から都に貢納されていた（西海道諸国は大宰府まで<sup>(3)</sup>）。

清少納言が著した『枕草子』には「あて（高貴・上品）なるもの」として、「削り氷に甘葛入れて、あたらしき<sup>かなまり</sup>碗（金属製の碗）に入れたる」とあり、平安時代にはかき氷のシロップとして用いられていた。奈良女子大学において甘葛煎の再現がおこなわれているが、それによると甘葛煎の主要糖成分はシュクロース（シヨ糖）・グルコース（ブドウ糖）・フルクトース（果糖）（3：1：1の割合）で、すっきりとした上品な甘さのよう<sup>(4)</sup>だ。

甘葛煎に関して確認できる最も古い史料が長屋王邸宅の溝（SD四七五〇）から出土した「甘葛」と書かれた木簡である。SD四七五〇からは約三〇〇点の木簡が出土しているが、紀年のある木簡の上限が和銅五（七一二）年で下限が靈龜元（七一五）年<sup>(5)</sup>なので、「甘葛」木簡もこの頃だと思われる。よって少なくとも、七一〇年代には存在していた。次に古い史料が「天平八（七三六）年薩摩国正税帳」である。

### (二) 薩摩国正税帳にみる甘葛煎の貢納について

正税帳とは、前年の決算を基準に、正月～十二月まで一年間の倉に収納された正税と称する官稻の増減を収支項目とともに記載した、古代の地方財政を知

ることができる文書である。正税帳の内容をみると郡別の記載（「郡部」）と、それを集計した一国全体の記載（「首部」）とから構成されている。<sup>6</sup>現存している薩摩国正税帳は、五つの断簡から成り、首部・郡部のすべて残されているわけではない。その中の高城郡の部分と考えられている断簡に<sup>7</sup>

運府甘葛煎担夫參人（十九日）惣單伍拾柒人 食稻

壹拾柒束肆把（三人十日人別日四把 三人九日人別日二把）

（～）内は割書

という記述があり、薩摩国から大宰府に三人の担夫によって甘葛煎が運ばれていることがわかる。どの位の量がどのような税目で運ばれたかは記載がないが、それらに関しては「天平十（七三八）年駿河国正税帳」が参考になる。

皇后宮交易雜物直并運担夫庸稻壹阡玖伯捌拾束

煮堅魚參伯式拾斤納肆拾籠（々別八斤）直稻壹阡肆伯捌拾束（籠別卅七束）

味葛煎式斗納缶式口（々別一斗）直稻式伯束（缶別百束）

運担夫壹拾式口庸賃參伯束（人別廿五束）

これによると、甘葛煎は一斗入の缶（ひらか、もしくは、もたい）<sup>8</sup>二口が京まで運ばれており、甘葛煎二口と煮堅魚四十籠を運ぶ担夫が合計で十二人雇われている。四十籠という煮堅魚の籠の数を考えると、一つの缶を二人で運んだと考えるよりは、一人で一つ運んだと考える方がよいだろう。

薩摩国の場合には三人という奇数で運ばれていることから、一人で一つの器を運んだと思われる、駿河国の例のように一斗（奈良・平安時代の一斗は約八リットル）入りの器だとすると三斗となる。

甘葛煎は『延喜式』では、「諸国貢進菓子」「諸国例貢御贄」「年料別貢雜物」「諸国進年料雜菓」「齋宮納調庸雜物」として貢納されていたことは前述したが、大宰府が貢納しているのが「諸国貢進菓子」と「諸国例貢御贄」である。『延喜

式』にみえる調や贄などの貢納形態は、ほぼ奈良時代に遡ると考えられている。<sup>10</sup>「諸国貢進菓子」は宮内省における贄の記述を補完し、細目を定めたものである可能性が高く、<sup>11</sup>諸国例貢御贄につながる税目として納められたのであろう。なお、薩摩国からの甘葛煎の貢納を調とする説もあるが、<sup>12</sup>担夫の路糧に正税が使用されており、調を運ぶ人々（運脚夫）の食糧は調の納入者のなかで運脚とならなかった人々で負担することになっていた<sup>13</sup>ので、調ではないだろう。

## 二 八世紀前半の薩摩国と貢納物の運送

### （一）八世紀前半の薩摩国

次に、「薩摩国正税帳」が作成された八世紀前半の薩摩国の状況についてみていきたい。薩摩国は「薩摩・多櫛、隔<sup>レ</sup>化逆<sup>レ</sup>命。於<sup>レ</sup>是發<sup>レ</sup>兵征討、遂校<sup>レ</sup>戸置<sup>レ</sup>吏焉。」<sup>14</sup>『続日本紀』大宝二（七〇二）年八月丙申条）と、争乱を経て大宝二年に成立した。その後の薩摩国の状況がわかる『続日本紀』の記事が七つと、「薩摩国正税帳」の高城郡部分の記載がある。

① 隼人昏荒野心、未<sup>レ</sup>習<sup>レ</sup>憲法<sup>一</sup>。因移<sup>二</sup>豊前国民二百戸<sup>一</sup>、令<sup>二</sup>相勸導<sup>一</sup>也。（和銅七（七一四）年三月壬寅条）

② （前略）大宰府言。（中略）又薩摩・大隅二国貢隼人、已經<sup>二</sup>八歳<sup>一</sup>、道路遙隔、去来不<sup>レ</sup>便。或父母老疾、或妻子單貧。請限<sup>二</sup>六年<sup>一</sup>相替。並許<sup>レ</sup>之。（靈龜二（七二六）年五月辛卯条）

③ 大宰府奏言、隼人反、殺<sup>二</sup>大隅国守陽侯史麻呂<sup>一</sup>。（養老四年（七二〇）二月壬子条）

④ 薩摩国人希地多。随<sup>レ</sup>便并合。（養老五（七二二）年十二月辛丑条）

⑤ 征<sup>二</sup>討陸奥蝦夷、大隅・薩摩隼人等<sup>一</sup>將軍已下及有功蝦夷、并譯語人、授<sup>二</sup>勳位<sup>一</sup>各有<sup>レ</sup>差。（養老六（七二二）年夏四月丙戌条）

⑥大宰府言、大隅薩摩兩國百姓、建<sub>レ</sub>國以來、未<sub>レ</sub>曾班<sub>レ</sub>田。其所<sub>レ</sub>有田、悉是墾田。相承爲<sub>レ</sub>佃、不<sub>レ</sub>願<sub>レ</sub>改動<sub>一</sub>。若從<sub>二</sub>班授<sub>一</sub>、恐多<sub>二</sub>喧訴<sub>一</sub>。於<sub>レ</sub>是從<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>動。各令<sub>二</sub>自佃<sub>一</sub>焉。(天平二(七三〇)年三月辛卯条)

⑦制。大隅・薩摩・壹岐・對馬・多櫛等國官人祿者、令<sub>下</sub>筑前國司以<sub>二</sub>廢府物<sub>一</sub>給上。公廨又以<sub>二</sub>便國稻<sub>一</sub>依<sub>レ</sub>常給<sub>レ</sub>之。(後略)(天平十四(七四二)年八月丁酉条)

⑧酒老拾陸斛式斗柒升柒合(充隼人一十一郡六斛九斗一升八合 当郡九斛三斗五升九合)(天平八年薩摩國正稅帳)

八世紀前半の薩摩國が存在した古代日本は、その運営システム(律令制)から律令國家といわれている。①⑧の検討の前に、煩雜ではあるが、律令國家の地方支配について簡単に整理しておく。地方支配の根幹をなすのが、戸籍・計帳による人民の把握と、班田收授制による再生産、租庸調という徵稅システムである。

律令制のもとでは人民は戸に編成されて戸籍に登録されると、六歳以上を対象にして口分田が支給され(班田)、それに対して租が課せられた。租は諸國の正倉に貯蓄された。また、口分田を支給されると負担しなければならないのが、公出挙(正倉に蓄えられた稻を春と秋の二回高利(五割、後に三割に軽減)で貸し付ける)で、出挙によって得られた收穫稻が諸國の財源となった。庸は京での労役年十日にかわって布を納入する税、調は布や各國の特産物を納入する税で中央の財源となった。そして庸調の基本台帳が計帳である。また、人々は雑徭という年間六〇日を限度とする労役(国内での)も負担しなければならないかった。これらを踏まえて①⑧を検討する。

①は、和銅六(七一一)年の大隅國建國にともなう争乱後の措置で、隼人の住む南九州に律令制が浸透していないため、豊前國民二百戸を移住させたことを示す。桑原郡に豊國郷が存在することから、移住先は桑原郡であろう。薩摩國建國時にも争乱が存在し、薩摩國高城郡六郷のうち合志・飽多・宇土・託万

郷の四郷が肥後國の郡名と一致するので、薩摩國にも肥後國からの移民があったことがうかがわれる。

③は大隅國司の殺害に端を發した争乱の記事で、⑤が終了後の論功行賞に関する記事である。争乱の中心は大隅國であろうが、薩摩隼人も討伐されている。養老四年の隼人の争乱は、翌年が造籍年であることに關係すると考えられている。この段階では、大隅・薩摩兩國とも造籍に抵抗する隼人は多かったのである。ただ、政府側に立つた隼人の存在も想定することができる。「薩摩國正稅帳」には勲位を持つ郡司が記載されているが、勲位とは律令制の位階制度の一つで、軍功のあつた者に対して授けられるものであつたから、彼らは政府側に協力したことにより論功行賞に預かつたと思われる。

④は、薩摩國は土地は広いが住人は少ないという理由で合併が行われている。在地の再編がおこなわれたと思われる。⑥からは、天平二年の段階でも薩摩國では(大隅國も)班田がおこなわれていなかったことがわかる。⑦は、大隅・薩摩・壹岐・對馬・多櫛鳴等の國の官人の祿(季祿・位祿)が大宰府の官物から支給され、國司には元來公廨田が支給されるが、上記の國・嶋は支給できなかったため、公廨田の收穫に相当する量の稻が便宜の國の稻で支給されたことを示す。本來國司の収入に關しては自國の財源から支出するものであつたが、二國三嶋ではそれが出来なかつたのである。

一〇世紀前半成立の『倭名類聚抄』によると、薩摩國は十三郡(出水郡・高城郡・薩摩郡・甕島郡・日置郡・伊作郡・阿多郡・河辺郡・穎娃郡・揖宿郡・給黎郡・谿山郡・鹿兒島郡)からなつていた。國郡部の主体の年代が養老五年から天平九年頃と考えられている『律書殘篇』でも薩摩國は十三郡となつており、八世紀前半の時点で十三郡であつたことがわかる。⑧によると、そのうちの十一郡が隼人郡とされていた。当郡とある高城郡と、高城郡のものと考えられる断簡に記載される穎稻の量に次ぐ量が記載されている第四断簡が郷数の多い出水郡のものと考えられ、それに記されている郡司名が肥君・大伴部という、

隼人出身ではない人物であることから、高城郡と出水郡が非隼人郡でそれ以外が隼人郡であろう。<sup>19)</sup> ②は天武朝からおこなわれていた朝貢のサイクルを、六年に一度に定めたものである。延暦十九(八〇〇)年に大隅薩摩両国に班田制が施行されると、翌年には隼人の朝貢が停止された。そしてそれ以降九州の居住者を隼人とよぶ例は確認できなくなるという。<sup>19)</sup> 隼人⇨朝貢する人々といえ、八世紀前半の隼人郡の人々は朝貢をおこなっていたと思われる。

⑧によると、高城郡の酒一六斛二斗七升七合のうち、自郡で使用したのが九斛三斗五升九合で、残りの六斛九斗一升八合は隼人一十一郡に充てられていた。つまり隼人郡は、非隼人郡に経済的に依存していたのである。

そもそも班田がおこなわれていないのに正税帳が作成されていることに関しては、墾田から租が徴集されたと考えられている。<sup>20)</sup> ただ、前述したように隼人一十一郡は非隼人二郡に経済的に依存し、薩摩国として国司の給与も自弁出来ない状況を見ると、墾田から徴集された租は十分な量ではなかったであろう。

## (二) 甘葛煎の調達

一章二節において、薩摩国から貢納された甘葛煎は、高城郡からのもので合計三斗、一人が一斗入の缶を運んだと推定した。ここでは甘葛煎がどのような方法で調達されたかを考えていきたい。表1・2・3を見ると、甘葛煎を一國が貢納する量は最高でも四斗であり、大宰府からの貢納は七斗であるが、そのすべてが薩摩国からではないであろう。薩摩国からは正税帳で確かめられる高城郡と、可能性があるのは非隼人郡の出水郡であろう。

「駿河国正税帳」にみる甘葛煎の貢納は、「直稻式伯束」とあることから正税交易により入手したものであることがわかる。なお、担夫についても「庸賃参伯束」とあり、雇用されているようだ。しかし、薩摩国についてはそのような記載がなく、交易ではない。弘仁十三(八二二)年閏九月二十日太政官符に「応

貢納国	量	貢納国	量
大宰府	7斗	伊賀国	1斗
阿波国	1斗5升	越前国	1斗
備中国	1斗	越中国	1斗
出雲国	2斗	越後国	1斗
因幡国	1斗	出羽国	2斗
丹後国	1斗	遠江国	2斗
丹波国	6升	駿河国	2斗
紀伊国	7升	伊豆国	2斗

表1 諸国貢進菓子条の甘葛煎貢納国と量

レ給「食糶丁事」として、「採甘葛汁蜜及猪膏等<sup>21)</sup>」と、食料を支給する糶丁の中に、甘葛汁を採る丁も含まれている。この太政官符の出された弘仁十三年に天下百姓の雑糶が全免されたが、やむを得ず公役に従う者に正税から一人一日あたり一升の米を支給することにし、その基準を太政官符として公布したものである。とすれば、通常は雑糶であったことになる。この官符に関しては、当時の政府がどのような公役を国務に不

貢納国	量
伊豆国	2斗
越前国	1斗

表2 年料別貢雑物条の甘葛煎貢納国と量

可欠と考えたかを具体的に示すと評価されており、甘葛汁の採取も重要視されていたことがわかる。なお、「甘葛汁」とは樹液の段階で、それを煮詰めたものが「甘葛煎」だが、煮詰める工程も雑糶でおこなわれたであろう。

貢納国	量
越中国	3斗
丹後国	3斗
因幡国	3斗

表3 諸国進年料雑菓条の甘葛煎貢納国と量

奈良女子大学の甘葛煎再現プロジェクトによる二〇一六年一月十四日の再現によると、大人三十人でツタの伐採と樹液糖度の測定、掃除、樹液の採取、樹液の収集、樹液(みせん)の煎縮に八時間を要している。採取したツタ四五・六五キログラムから一〇〇〇シーシーのみせん(糖度13.3パーセント)を得、それを煎縮して一〇シーシーの甘葛煎を得ており、約一〇分の一の煎縮

率である。<sup>24)</sup> この再現方法で三斗(二四三〇〇シーシー)得るためには、約二二〇回同じ作業をおこなわなければならない。雑糶は正丁六十日、次丁三十日、中男十五日を限度に課されるもので、高城

郡の一七歳から六五歳までの男性によって担われたのであろう。

### (三) 甘葛煎の運搬

「薩摩国正税帳」によると、甘葛煎は(一斗入の)缶を一人で運んだことになるが、二リットル入のペットボトルを計測したところ重さが約二キログラムなので、液体だけで約八キログラム、それに缶の重さが加わる。平城宮・京から出土した大型貯蔵用須恵器の器名考証を試みた巽淳一郎は、缶を口径一五〇センチメートル、器高三二〇センチメートルの須恵器甕に比定する<sup>25</sup>。今津勝紀の研究によると、「駿河国正税帳」にみえる煮堅魚の運搬は、一人四籠三三斤(大斤)約二キログラム強を運んだという<sup>26</sup>。須恵器甕の重さはわからないが、薩摩国の甘葛煎も容器込みだとそのくらいになるのではないか。

『延喜式』(卷三三主計上)には西海道諸国が貢納物を大宰府まで運ぶ際の日数が定められているが、薩摩国は往路十二日、復路六日である。『延喜式』の規定は陸路人担を基本とするため、荷物のない復路は往路の半分の日数で、食糧の支給も復路は半分量なのはそのためである。「薩摩国正税帳」にみる甘葛煎の大宰府への貢納については、往路は「十日人別日四把」復路は「九日人別日二把」で、食糧の量は規定に合致するが、日数は合致していない。永山修一は船を利用して大宰府の近くまで運び、残りの区間を陸路人担によっていた可能性を指摘するが<sup>27</sup>、その通りであろう。

貢納の旅の出発点となった薩摩国府は高城郡に所在し、川内川上流右岸に位置していて川内川水運の利用が可能であった<sup>28</sup>。また、鹿児島県内の古代官道に關係すると考えられている遺跡(出水市美原町の大坪遺跡・出水市六月田町の六反ヶ丸遺跡<sup>29</sup>・始良市船津の城ヶ崎遺跡<sup>30</sup>)は、いずれも八世紀後半以降が遺跡の主体であると考えられており、八世紀前半の貢納物の運送には海路が利用されてきたと考える。

### おわりに

これまで述べてきたことをまとめると、

①甘葛煎とはブドウ科のツタの冬季の樹液を煮詰めた古代の甘味料で、平安時代にはかき氷のシロップとして用いられていた。  
②八世紀前半の薩摩国は班田制が未施行で、墾田から租が徴収されていても国司の給与も自弁できない財政状況であった。また、十三郡中十一郡が隼人郡とされ、隼人郡の人々は朝貢をおこなっていた。

③「薩摩国正税帳」にみる甘葛煎の貢納は、高城郡(川内川北岸の地域<sup>32</sup>)からのもので平安時代の諸国例貢御贄につながる税目として三斗納められた可能性が高い。

④甘葛煎は、高城郡の一七歳から六五歳までの男性の雑徭により用意されていた。

⑤『延喜式』では、陸路人担での薩摩国から大宰府までの日数を往路十二日、復路六日としていたが、「薩摩国正税帳」では往路十日、復路九日となっていた。荷物がある往路と荷物がない復路で一日しか違わないこと、貢納旅の出発点である薩摩国府は川内川水運の利用が可能であったこと、鹿児島県内の古代官道に關係すると考えられている遺跡がいずれも八世紀後半以降を遺跡の主体としていることから、甘葛煎の運送には海路の利用が考えられる。

以上である。

二章一節で扱った八世紀前半の薩摩国の租税制度や隼人の朝貢については、単独の論考が存在するほどの問題であり論じ残した点が多いが、今後の課題として擱筆したい。

### 註

- (1) 山辺規子編『甘葛煎再現プロジェクト「よみがえる古代の甘味料」』(かもがわ出版、二〇一八年)。
- (2) 註1に同じ。
- (3) 『延喜式』巻二二頁限条。
- (4) 註1に同じ。
- (5) 奈良国立文化財研究所編『平城京 長屋王邸宅と木簡』(吉川弘文館、一九九一年)。
- (6) 林陸朗「総説」(林陸朗・鈴木靖民編『天平諸国正税帳』現代思潮社、一九八六年)。
- (7) 胡口靖夫「薩摩国正税帳 天平八年度」(註6に同じ)。
- (8) 関根真隆「奈良時代の厨房用具」(『奈良朝食生活の研究』吉川弘文館、一九六九年)。
- (9) 荒井秀規「盆(盆) (ホトギ) 盆・缶(モタイ) に関する覚え書き」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第二二八集、二〇一九年)。
- (10) 武井紀子「律令財政と貢納制度」(『岩波講座 日本歴史 古代3』岩波書店、二〇一四年)。
- (11) 勝浦令子「律令制下贄貢納の変遷」(『日本歴史』三五二号、一九七八年)。
- (12) 井上辰雄「薩摩国正税帳をめぐる諸問題―隼人統治を中心として―」(『正税帳の研究』塙書房、一九六七年)。
- (13) 奥野中彦「薩摩国正税帳をめぐる―律令制と薩摩―」(『鹿児島県立短期大学地域研究所研究年報』第12号、一九八四年)。
- (14) 『令義解』賦役令調庸物条・『続日本紀』養老四年三月己巳条。
- (15) 『倭名類聚抄』卷九、大隅国郷桑原郡。
- (16) 『倭名類聚抄』卷九、薩摩国郷高城郡。
- (17) 中村明蔵「隼人の反乱をめぐる諸問題」(『隼人の研究』学生社、一九七七年)。
- (18) 坂本太郎「律書残篇の一考察」(『坂本太郎著作集七 律令制度』吉川弘文館、一九八九年)。
- (19) 註12に同じ。
- (20) 永山修一「隼人の消滅」(『隼人と古代日本』同成社、二〇〇九年)。
- (21) 奥野中彦、註12に同じ。
- (22) 『類聚三代格』卷六公粮事。
- (23) 吉田孝「雑徭」(『国史大辞典』第八卷、吉川弘文館、一九八七年)。
- (24) 註1に同じ。
- (25) 巽淳一郎「奈良時代の甍・甍・缶・由加―大型貯蔵用須恵器の器名考証―」(奈良国立文化財研究所創立四〇周年記念論文集刊行会編『文化財論叢II』同朋舎出版、一九九五年)。
- (26) 今津勝紀「税の貢進―貢調脚夫の往還と古代社会―」(館野和己・出田和久編『日本古代の交通・交流・情報I 制度と実態』吉川弘文館、二〇一六年)。
- (27) 永山修一「平安前期の南九州」(註19に同じ)。
- (28) 藤岡謙二郎「西海道の国府」(『国府』吉川弘文館、一九六九年)。
- (29) 鹿児島県立埋蔵文化財センター編『鹿児島県立埋蔵文化財センター発掘調査報告79 大坪遺跡』(二〇〇五年)。
- (30) (公財) 鹿児島県文化振興財団埋蔵文化財調査センター編『(公財) 鹿児島県文化振興財団埋蔵文化財調査センター発掘調査報告書42 六反ケ丸遺跡』(二〇二二年)。
- (31) 始良市教育委員会編『始良市発掘調査報告3 城ヶ崎遺跡・外園遺跡』(二〇二二年)。
- (32) 『鹿児島県の地名』(平凡社、一九九八年)。
- (たけもり ともこ) 本館学芸課資料調査編集員